

第2章 計画区の概要

1 自然 ～森林・林業の立場からみた自然的状況～

(1) 位置、構成

長良川森林計画区(以下「計画区」という。)は、岐阜県のほぼ中央に位置し、岐阜市、関市、美濃市、羽島市、羽島郡岐南町・笠松町、各務原市、山口市、郡上市の7市2町から構成されています。

計画区の総土地面積は県土面積の21%にあたる221千haで、そのうち森林面積は76%にあたる167千haとなっています。

計画区の国有林面積は4千haで、県平均国有林野率(森林面積に占める国有林面積の割合)21%と比較すると2%と国有林の割合が低いのが特徴です。

計画区の北部は宮・庄川森林計画区と接しており、西北端の白山山系の銚子ヶ峰(1,810m)を頂点として、東へ大日ヶ岳(1,709m)、見当山(1,352m)、鷲ヶ岳(1,672m)、烏帽子岳(1,625m)、山中峠、坂本峠と続く稜線で飛騨と美濃の分水嶺を形成しています。

東部は、坂本峠から南へ標高1000m以下の南北稜山地である郡上・美濃山地が黒岳(794m)まで続き、そこから南へは、高岡山(603m)、岳山(599m)、権現山(525m)と続く上之保山地により飛騨川森林計画区と接しています。

西部は、銚子ヶ峰から願教寺山(1,691m)、滝波山(1,413m)、左門岳(1,224m)と連なる稜線で福井県との境界をなし、さらに、左門岳(1,224m)から南へ明神山(1,136m)、舟伏山(1,040m)、笠ヶ谷山(696m)と続く稜線で揖斐川森林計画区と接しています。

南部は、木曾川で愛知県と接しており、当該計画区は、北部の山地から南部の濃尾平野まで続く、南北に長い区域です。(図-2-1-1 参照)

(2) 流域

計画区は清流長良川を有する水系で、一部、石徹白川を経て福井県内で九頭竜川に合流し、日本海側に流れる区域がありますが、計画区のほとんどは、日本海側との分水嶺を形成する位山分水嶺山地から太平洋側に流れています。

計画区の北部を源流とする長良川は、牛道川、吉田川、亀尾島川、板取川、武儀川、津保川、伊自良川等の流れを集めながら南下し、濃尾平野を貫いて揖斐川と合流し伊勢湾に注いでいます。

また、計画区の北東部には、弓掛川、和良川が流れ、馬瀬川に合流し、その後飛騨川、木曾川と合流し伊勢湾に注いでいます。

このように計画区は、北部の1,000～2,000m級の山地を源流とする水量豊かな水系です。

(資料編第3章1(2)イ参照)

(3) 地質・土壌

計画区の大部分は、固結堆積物の美濃帯中・古生層ですが、地質構造により幾つかの地質単位に分けられます。北部地域では砂岩を主とし、中部は砂岩の分布は少なく、頁岩・チャート・緑色岩・石灰岩等の分布が高いことが特徴です。また南部は、チャート・砂岩互層の連続であり、チャート層は急峻な山地形を形成しているのに対し、砂岩層は緩やかな丘陵地を成しています。

北部から中央部の美濃帯中・古生層を貫き、覆って流紋岩質岩石が分布しています。また、郡上市の和良町と明宝東部には岐阜県内の広範囲に分布する濃飛流紋岩類が分布しています。

(資料編第3章1(2)ウ参照)

計画区の森林土壌は、全域において褐色森林土が広く分布しています。北部の標高1,000mを超える山地の尾根には、ポドゾル土壌が分布し、北部から中央部の山麓の緩斜面には黒ボク土が出現、石

灰岩・緑色岩石地域など緩傾斜の尾根や緩斜面には赤黄色土が分布しています。

また、南部の低山地帯では、褐色森林土壌群の中でも赤色系褐色森林土壌が広く分布し、岐阜市、各務原市、羽島郡の木曾川、長良川沿いの低地では、未熟土壌が点在しています。

(4) 気候

本計画区は南北に長く、気候は北部から日本海側気候、中央高地式気候、太平洋岸気候となっています。日本海側気候の北部地域では、豪雪地帯であり、郡上市白鳥町長滝では、積雪量がここ5年間の平均で5.6mとなっています。また、中央部の一部地域は、周囲を高い山地に囲まれている盆地の気候である中央高地式気候で、年間を通して湿度が低めで安定しています。南部は、夏季に多雨多湿、冬季に少雨乾燥の太平洋岸気候に属しています。

計画区南部の岐阜市での平均気温は16.6℃であるのに対し、北部の郡上市白鳥町長滝では、12.0℃となっており、計画区の中でも気候が異なります。

(資料編第3章1(2)オ参照)

(5) 植生

計画区の民有林の人工林率は、県平均の45%を6ポイント上回る51%で、人工林の割合が高い地域となっています。

計画区はスギ人工林が多く、広葉樹林は、北部ではブナ、コナラ、ミズナラ、シデ類、クリ、サクラ類等が生育し、下層植生は、バイカツツジ、フユイチゴ、ハイイヌガヤ、クロモジ、シロモジ等が生育し、特に自然植生に近い地区です。南部は、コナラ、アベマキ、アラカシ等で、下層植生には、アオキ、サカキ、ヒサカキ、ダンコウバイ、クロモジ等が生育し、一般には、二次林と呼ばれる代償植生地区です。

2 社会経済 ～森林・林業・木材産業に関わる社会的状況～

(1) 人口・世帯数・高齢化

岐阜県の人口は平成11年に過去最多となる2,120千人に達し、その後は緩やかな減少に転じています。一方、県内の世帯数は増加傾向にあり、令和2年4月1日現在の世帯数は対前年同月比6.1千世帯増の777千世帯となっています。

65歳以上の人口割合は、県全体の30.1%（R2.4.1）に対し、計画区全体では0.6ポイント低い29.5%です。

(2) 市町村合併等

行政事務の広域化によるコスト削減への要請等により全国的に市町村合併が進展しました。

本計画区域では、平成15年4月1日に旧高富町・美山町・伊自良村が合併し、山県市が誕生し、平成16年3月1日には旧八幡町・大和町・白鳥町・高鷲村・美並村・明宝村・和良村が合併し、郡上市が誕生しました。平成17年2月7日には旧洞戸村・板取村・武芸川町・武儀町・上保之村が関市に編入され、また、平成16年11月1日には川島町が各務原市に編入、平成18年1月1日には、柳津町が岐阜市に編入しました。これにより、22市町村(5市9町8村)から7市2町へと2分の1となりました。

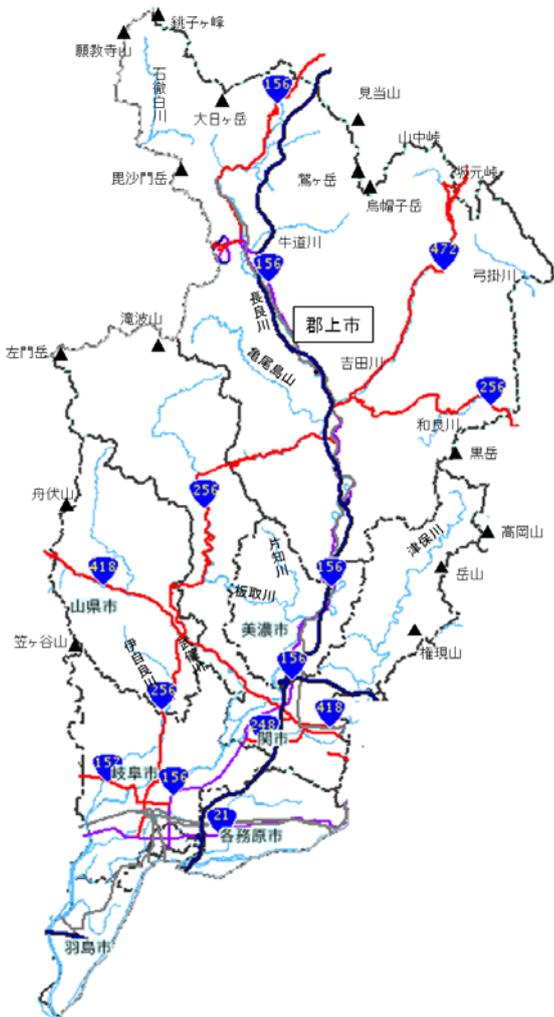


図2-2-1 長良川地域森林計画区の概要

(3) 地籍調査

令和元年度末現在の地籍調査の全国平均達成率52%に対し、岐阜県はわずか17.5%と大きく遅れています。計画区内において、達成率では、岐阜県全体より12.3ポイント低い5.2%で、森林においても県全体より12.2ポイント低い4.1%となっています。（国土交通省 地籍調査WEBサイト、都市政策課調べ）

(4) 産業等の状況

計画区内の15歳以上の就業者数は県全体の41.1%（平成27年国勢調査）を占めます。就業者数に対する林業就業者の割合では、県全体の0.19%に対し計画区全体では0.13%となっていますが、林業就業者の県全体に対する計画区内の割合は、29.2%と高くなっています。

(5) 交通

計画区内の鉄道は、JR東海道新幹線が羽島市を通り、JR東海道本線及び名古屋鉄道（名鉄）名

古屋本線が笠松町、岐南町、岐阜市を通り、名鉄羽島線が岐阜羽島駅と連絡しています。

また、岐阜市を起点にJR高山本線及び名鉄各務原線があるほか、長良川鉄道が関市から郡上市白鳥町まで縦貫しています。これらの鉄道では、旅客輸送が主体で、JR東海道本線及び高山本線以外では貨物輸送がなく、林産物等の輸送は道路が主体となっています。

道路については、名神高速道路及び国道21号が南部を東西に、計画区の南北を東海北陸自動車道と国道156号が縦貫し、国道256号、472号などの国道や、関金山線、白鳥板取線、金山明宝線などの県道が道路網を形成しています。

特に、高速道路を中心とした自動車道の充実はめざましく、東海北陸自動車道が平成20年7月に全線開通したほか、東海環状自動車道東回り区間が平成17年3月に開通し、平成21年4月に美濃関JCTから関広見ICが開通しました。西回り区間についても、これまでに関広見ICから山県ICが開通しました。

また、東海北陸自動車道から郡上市白鳥町を経由（白鳥JCT）する中部縦貫自動車道は油坂峠までが整備されています。また、東海北陸自動車道は飛騨清見IC以南の4車線化が完了し、高速道路網の整備により都市部との直結が実現するとともに、交通量が増加しており、地域の交通事情は大幅に変わりつつあります。

（6） 観光

計画区内には、静岡県の柿田川、高知県の四万十川とともに日本三大清流のひとつであり、「長良川鵜飼」で有名な清流長良川が南北に流れています。

長良川では、岐阜市の長良川鵜飼と関市小瀬の小瀬鵜飼があり、どちらも毎年5月11日から10月15日まで行われています。長良川鵜飼は漁として1300年ほど前から行われてきましたが、現在は古典漁法を今に伝える観光としての鵜飼にかわり、東海北陸自動車道の開通により北陸方面からの来客数が大きく増加しています。

また、長良川上流には、日本三大盆踊り、日本三大民謡に数えられる郡上市八幡町で開催される伝統的な盆踊りである「郡上おどり」が、また、郡上市白鳥町で開催される「白鳥おどり」があり、年間30万人以上の踊り子が全国から訪れている他、日本一うまい鮎に選ばれた和良川をはじめ、長良川、板取川等の夏の鮎漁、奥美濃の冬のスキーなど四季を通じて多くの観光客が訪れています。

3 森林・林業の状況

(1) 森林面積・蓄積

計画区の森林面積は、計画区の総土地面積 220.5 千 ha の 75.5% に当たる 166.5 千 ha で、全県下森林面積の 19.3% を占めています。このうち、国有林が 4.1 千 ha で 2.5%、民有林が 162.4 千 ha で 97.5% を占めています。(資料編第3章 1(1)ア参照)

また、計画区の森林蓄積は、41,512 千 m³ で、全県下森林蓄積の 22.4% を占めています。このうち、国有林が 735 千 m³ で 1.8%、民有林が 40,777 千 m³ で 98.2% を占めています。(資料編第3章 1(1)イ参照)

(2) 民有林の森林資源構成

計画区の樹種別面積はスギが 23.5%、ヒノキが 26.1%、カラマツが 0.3% となっており、県全体(スギ: 15.8%、ヒノキ: 26.5%、カラマツ: 1.2%) と比較するとスギの割合が高くなっています。また、計画区の天然林の割合: 46.6% は県全体: 51.1% に比べて低いことも特徴です。

一方、計画区の人工林は 11 齢級をピークとした構成となっています。

(3) 民有林の所有構造

計画区の民有林の所有形態は、個人の所有割合が 62.2% と県全体の 53.5% と比べ高くなっています。

所有規模別林家数は、5ha 未満が県全体の 85.7% に対して、85.9% とほぼ同じになっています。

在・不在別の割合は、不在(市町村)者数が計画区は 27.8% で、県全体の 31.4% と比べて若干低くなっています。

(4) 森林技術者

計画区の森林技術者数は、286 名で、県全体の 30.4% を占めています。このうち森林組合の雇用が 82 名で計画区全体の 28.7% であり、県平均の 36.1% と比べて低くなっています。一方、会社雇用は 147 名で計画区全体の 51.4% を占め、県平均の 45.9% と比べて高くなっています。

(岐阜県森林・林業統計書 平成 30 年度版より)

(5) 特用林産物の生産量

計画区内における木炭の生産量は 440 t で県全体の 66.7% を占めています。また、生しいたけの生産量は 1,035t で県全体の 42.7% を占めています。

(県産材流通課調べ)

(6) 保安林の配備状況

計画区の保安林面積は、国有林 3.0 千 ha、民有林 56.4 千 ha で、民有林に占める保安林の割合は 34.7% で県平均の 36.6% に比べ低くなっています。

なお、民有林の保安林種別割合では、水源かん養保安林と土砂流出防備保安林とで占める割合は、県下全体の 95.4% に対して計画区では 92.6% と若干低くなっており、このうち水源かん養保安林が 58.6% を占めています。

(岐阜県森林・林業統計書 平成 30 年度版より)

(7) 自然公園等

計画区内には、国立公園として白山国立公園(1,219ha)が、国定公園として飛騨木曾川国定公園(295ha)が、県立自然公園として奥長良川県立自然公園(30,122ha)の計3箇所自然公園が指定されている美しい自然に恵まれた地域です。このほか、生活環境保全林として9箇所753haが指定され、人々の保健休養の場として広く利用されています。

また、長距離自然歩道として、東海自然歩道が整備され、地域の豊かな自然や史跡・文化に親しむことができます。

(環境企画課及び治山課調べ)

4 計画の対象とする森林の区域

表 2-4-1 における地域森林計画対象民有林の区域を、この計画書の対象森林とします。

表 2-4-1 地域森林計画対象民有林

(単位：h a)

区分	地域森林計画 対象民有林	対象外面積	民有林面積計
計 画 区 総 数	162,240.06	171.57	162,411.63
岐 阜	計	25,451.65	25,510.06
	岐 阜 市	5,790.74	5,823.42
	各 務 原 市	1,696.48	1,713.59
	山 県 市	17,964.43	17,973.05
中 濃	計	46,744.07	46,779.03
	関 市	37,825.41	37,853.23
	美 濃 市	8,918.66	8,925.80
郡 上	計	90,044.34	90,122.54
	郡 上 市	90,044.34	90,122.54

※詳しい区域は、岐阜県林政課、岐阜県各農林事務所及び岐阜県内関係市町村に配備する森林計画図による。

※地域森林計画の対象とする民有林（次の①の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の③の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、①森林法第 10 条の 2 に基づく林地の開発行為の許可制、②森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の森林の土地の所有者となった旨の届出制及び③森林法第 10 条の 8 に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。

